

意見書案第4号

ALPS処理水の海洋放出に関し、対応を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出する。

令和5年10月6日

提出者 つくば市議会議員 小森谷 さやか

賛成者 つくば市議会議員 川村 直子

〃 あさの えくこ

〃 皆川 幸枝

〃 橋本 佳子

〃 金子 和雄

## ALPS処理水の海洋放出に関し、対応を求める意見書

本年8月24日より東京電力は岸田政権容認の下、福島第一原子力発電所のメルトダウン事故で発生した放射能汚染水を多核種除去設備（ALPS）で処理した水の海洋放出を始めた。このALPS処理水は十分濃度が低いということではあるが、処理後もトリチウムをはじめとした放射性物質が含まれていること、核燃料デブリに直接触れた汚染水を世界で初めて放出するという事、また、今後長い時間をかけて生体濃縮がどの程度まで進むのかということについても未知であり、継続的な観察と検証が必要である。

福島第一原発事故から12年が経過した今も被害は続いており、いまだ多くの人々が故郷へ戻れず、被害者への補償も十分に行われていない。農林水産業、観光業など生業を取り戻す懸命の努力が続けられているところではあるが、こちらも復興からはほど遠く、とりわけ漁業の水揚量は原発事故前の2割にとどまっている。今も続くこれら原発事故被害に追い打ちをかけるような今回の海洋放出については、早期に対応を実施すべく以下要望する。

- 1 復興に向けたこれまでの努力と積み重ねてきた成果が水泡に帰することのないよう、ALPS処理水の海洋放出以外の処分方法を継続して検討すること。
- 2 水産業を始め、各産業や国内外の消費者等の不安や懸念をしっかりと受け止め、業種・業態に応じた実効性のある十分な対策を早期に実施すること。
- 3 第三者機関が処理水、及び周辺海域における放射性物質の濃度、食物連鎖による生体濃縮の実態調査を行い、その結果をわかりやすく公開すること。
- 4 漁業者を含めた地域の関係者が受ける被害については、将来にわたり国と東京電力が責任を持って対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

つくば市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

復興大臣

原子力規制委員会委員長

(提案の理由)

ALPS処理水の海洋放出に関し対応を求めるため、意見書を提出するものである。